

昭和三十九年自治省令第二十八号

消防器用消火薬剤の技術上の規格を定める

省令

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二

十一条の二第二項の規定に基づき、消防器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令を次のように定める。

(趣旨)

第一条 この省令は、消防器用消火薬剤(二酸化炭素及び四塩化炭素を除き、以下「消火薬剤」という。)の技術上の規格を定めるものとする。

(消火薬剤の共通的性状)

第一条の二 消火薬剤は、著しい毒性又は腐食性を有しないものであつて、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものでなければならない。

第二 水溶液の消火薬剤及び液状の消火薬剤は、結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他の異常を生じないものでなければならぬ。

第三 粉末状の消火薬剤は、塊状化、変質その他の異常を生じないものでなければならない。

第一条の三 消火薬剤は、一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの又はその全部若しくは一部を原料とするものの(以下この条において「使用済等消火薬剤」という。)であつてはならない。ただし、再利用消火薬剤(使用済等消火薬剤であつて前条及び次条から第八条までの規定に適合する処理を施したもの)を除く。第七条第三項において同じ。)にあつては、この限りでない。

(酸アルカリ消火薬剤)

第二条 酸アルカリ消火薬剤は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 酸は、良質の無機酸又はその塩類であること。
二 アルカリは、水に溶けやすい良質のアルカリ塩類であること。
(強化液消火薬剤)

第三条 強化液消火薬剤(内部において化学反応により発生するガスを放射圧力の圧力源とする消火器に充てんするものを除く。)は次の各号に適合するものでなければならない。

一 アルカリ金属塩類の水溶液にあつてはアルカリ性反応を呈すること。
二 凝固点が零下二十度以下であること。

2 内部において化学反応により発生するガスを放射圧力の圧力源とする消火器に充てんする強化液消火薬剤は、前項各号に適合するアルカリ等は、水に溶けやすく、かつ、水溶液とした場合である良質の酸又はその塩類でなければならぬ。

3 強化液消火器用の粉末状のアルカリ金属塩類等は、水に溶けやすく、かつ、水溶液とした場合放射される強化液は、防炎性を有し、かつ、凝固点が零下二十度以下のものでなければならぬ。

4 消火器を正常な状態で作動した場合において放射された強化液は、防炎性を有し、かつ、凝固点が零下二十度以下のものでなければならぬ。

5 第一項各号又は前項の規定に適合するものでなければならぬ。

(泡消火薬剤)

第四条 泡消火薬剤は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 消火薬剤は、防腐処理を施したものであること。ただし、腐敗、変質等のおそれのないものは、この限りでない。

二 消火器から放射される泡は、耐火性を持続することができるものであること。

三 蒸留試験において、ハロン一二〇一にあつては温度六十六度以上六十九度以下の留出量、ハロン二四〇二にあつては温度四十六度以上四十九度以下の留出量が九十五容量パーセント以上であること。

四 含有水分は、ハロン一二〇一にあつては〇・〇二質量パーセント以下、ハロン二四〇二にあつては〇・〇〇八質量パーセント以下であること。

五 ヨードカリでん粉液を加える試験において、白色又は黄色を呈しないこと。

六 硝酸銀溶液を加える試験において、白色又は濃硫酸を加える試験において、有機物による変色を呈しないこと。

七 蒸発残分は、〇・〇〇四質量パーセント以下であること。

八 分経過したときにおける泡の容量の減少は、二十五パーセントをこえないこと。

九 機械泡消火薬剤(化学泡消火薬剤以外の泡消火薬剤をいう。)は、第一項に定めるもののほか、次の各号に適合するものでなければならない。

一 消火薬剤は、水溶液又は液状若しくは粉末状のものであること。この場合において、液体又は粉末状の消火薬剤にあつては、水に溶けやすいものであり、当該消火薬剤の容器(容器に表示することが不適当な場合にあつては、

ては、包装)には、第十条第五号の規定により、「飲料水を使用すること」と表示すること。

二 温度二十度の消火薬剤を充てんした消火器を作動させた場合において放射される泡の容量は、消火薬剤の容量の五倍以上であつて、かつ、発泡前の水溶液の容量の二十五パーセントの水溶液が泡から還元するために要する時間は、一分以上であること。

(ハロゲン化物消火薬剤)

第五条 ブロモクロロメタン消火薬剤(以下「ハロン一二〇一」という。)及びジブロモテトラフルオロエタン消火薬剤(以下「ハロン二四〇二」という。)は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 無色透明で浮遊物がないこと。

(粉末消火薬剤)

第六条 粉末消火薬剤は、防湿加工を施したナトリウム若しくはカリウムの重炭酸塩その他の塩類又はりん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する塩類(以下「りん酸塩類等」という。)で、次の各号に適合するものでなければならない。

(JIS(産業標準化法)(昭和二十四年法律第一百八十五号)第二十条第一項の日本産業規格をいう。)Z 八八〇一の呼び寸法百八十マイクロメートル以下の消火上有効な微細な粉末であること。

二 温度三十度及び相対湿度六十パーセントの恒温恒湿槽中に四十八時間以上恒量になるまで静置した後に、温度三十度及び相対湿度八十パーセントの恒温恒湿槽中に四十八時間静置する試験において、質量増加率が二パーセント以下であること。

三 水面に均一に散布した場合において、一時間以内に沈降しないこと。

四 含水率が二パーセント以下であること。

五 再利用消火薬剤のうち粉末消火薬剤は、前二項に定めるもののほか、次の各号に適合するものでなければならない。

一 含水率が二パーセント以下であること。

二 均質であつて、かつ、固化を生じないような措置が講じられていること。

(浸潤剤等)

第七条 消火薬剤(水を含むものとし、第五条及び第六条に掲げるものを除く。以下この条において同じ。)には、浸潤剤、不凍剤その他消火薬剤の性能を高め、又は性状を改良するための薬剤(以下「浸潤剤等」という。)を混和し、又は添加することができる。

八 浸潤剤等は、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えないものでなければならない。

(第八条 消火薬剤)

第九条 消火薬剤(水を含むものとし、第五条及び第六条に掲げるものを除く。以下この条において同じ。)には、浸潤剤、不凍剤その他消火薬剤の性能を高め、又は性状を改良するための薬剤(以下「浸潤剤等」という。)を混和し、又は添加することができる。

十 浸潤剤等は、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えないものでなければならない。

<p>(容器)</p> <p>第九条 消火薬剤は、希釈、濃縮、固化、吸湿、変質その他の異常を生じないように、容器に封入しなければならない。</p> <p>(表示)</p> <p>第十条 消火薬剤の容器（容器に表示することが不適当な場合にあつては、包装）には、次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。</p> <p>一 品名</p> <p>二 充てんされるべき消火器の区別</p> <p>三 消火薬剤の容量又は質量</p> <p>四 充てん方法</p> <p>五 取扱い上の注意事項</p> <p>六 製造年月</p> <p>七 製造者名又は商標</p> <p>八 型式番号 (基準の特例)</p>
--

請しておる消火薬剤に係る試験については、な
お従前の例による。

3 この省令の施行の際、現に型式承認を受けておる消火薬剤に係る型式承認及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた消火器用消火薬剤に係る型式承認は、改正後の消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

附 則 (平成一〇年九月二八日自治省令
(施行期日) 第三七号) 抄

第一条 この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際、現に日本消防検定協会の行う検定対象機械器具等についての試験を申請している消火器、消火薬剤、閉鎖型スプリンクラーヘッド、消防用ホース、一斉開放弁、泡消火薬剤、感知器及び発信機、流水検知装置、差込式結合金具並びにねじ式結合金具に係る試験については、なお従前の例による。

この省令の施行の際、現に型式承認を受けておる消火薬剤に係る型式承認及び第一項の規格により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた消火薬剤に係る型式承認は、第二条の規定による改正後の消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

附 則 (平成一二年九月一四日自治省令
(第四四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一八年一〇月三〇日総務省
令第一一二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四八年一一月一七日自治省
令第二九号)

この省令は、昭和四十四年十一月一日から施行する。

この省令の施行の際現に日本消防検定協会の行なう消防用機械器具等についての試験を申請している消火薬剤に係る試験については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年三月一八日自治省
令第三〇号)

この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月一八日自治省
令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年一一月一四日自治省
令第三九号)

この省令は、平成九年一月一日から施行する。

この省令の施行の際、現に日本消防検定協会の行なう検定対象機械器具等についての試験を申請する。

附 則 (令和元年六月二八日総務省令第
一九号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。